る同法第三百六条第七項、第八十一条第二項において準用する同法第三百五十八条第七項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百五条第四項及び第二百六十四条第五項において準用する同法第四百四十二条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第百七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）並びに第二百四十五条第二項（第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する信託法第百十条第一項及び第二項		る同法第三百六条第七項、第八十一条第二項において準用する同法第三百五十八条第七項、第八十六条第二項において準用する同法第三百七十八条第二項（第二号に係る部分に限る。）、第百五条第四項及び第二百六十四条第五項において準用する同法第四百四十二条第三項（第二号に係る部分に限る。）、第百七十七条第三項において準用する同法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）並びに第二百四十五条第二項において準用する信託法第百十条第一項及び第二項

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（特定目的会社の計算に関する規則の一部改正）

第二十二条　特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（関係当事者との取引に関する注記） **第五十八条**　［略］ ２　関係当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。 一　［略］ 二　取締役、会計参与又は監査役（以下「役員」という。）に対する報酬等（法第八十四条第一項に規定する報酬等をいう。以下同じ。）の給付 ［三・四　略］ ［３・４　略］ （事業報告の内容） **第六十三条**　事業報告は、前条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をその内容としなければならない。 一　［略］ 二　特定目的会社の役員に関する事項 二の二　特定目的会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項 ［三・四　略］ （特定目的会社の役員に関する事項） **第六十五条**　第六十三条第二号に規定する「特定目的会社の役員に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。 一　特定目的会社の役員（直前の定時社員総会の終結の日の翌日以降に在任していた者に限る。次号、第三号及び第七号並びに第六十九条第五項第三号において同じ。）の氏名（会計参与にあっては、氏名又は名称）	（関係当事者との取引に関する注記） **第五十八条**　［同上］ ２　［同上］ 一　［同上］ 二　取締役、会計参与又は監査役（以下この条において「役員」という。）に対する報酬等（法第八十四条第一項、第八十六条第三項において準用する会社法第三百七十九条及び法第八十九条第一項に規定する報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として特定目的会社から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）をいう。）の給付 ［三・四　同上］ ［３・４　同上］ （事業報告の内容） **第六十三条**　［同上］ 一　［同上］ 二　特定目的会社の役員（直前の定時社員総会の終結の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この章において同じ。）に関する事項［号を加える。］ ［三・四　同上］ （特定目的会社の役員に関する事項） **第六十五条**　［同上］ 一　特定目的会社の役員の氏名（会計参与にあっては、氏名又は名称）